



| | | | |
|---|---|---|---|
| 資 | 料 | 提 | 供 |
| 滋 | 賀 | 労 | 働 |
| 局 | 発 | 表 | |
| 令 | 和 | 5 | 年 |
| 1 | 2 | 月 | 1 |
| 日 | | | |

| | | |
|--------|-----------------------|-------|
| 担 当 | 滋賀労働局 労働基準部 賃金室 | |
| | 賃金室長 | □ 留美子 |
| | 賃金指導官 | 辰巳 清司 |
| | (電話) 077 - 522 - 6654 | |

報道関係者 各位

滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定について

——— 4業種について 33円～38円引き上げを決定 ———

**滋賀県特定(産業別)最低賃金が33円～38円の
引き上げとなり、令和5年12月31日から適用
となります。**

滋賀労働局長(小島 裕)は、令和5年11月1日に滋賀地方最低賃金審議会(会長 平井 建志)から4業種の滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定についての答申を受け、滋賀県特定(産業別)最低賃金を現行額から33円～38円引き上げる改正決定を行い、本日(12月1日)官報に公示しました。効力発生の日は、令和5年12月31日となります。

なお、滋賀県の最低賃金は、全ての労働者に適用される「滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)」と今回改正される特定の業種に適用される「滋賀県特定(産業別)最低賃金」があり、「滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)」は、本年10月1日から時間額967円に改正されています。

| 特定(産業別)最低賃金(件名) | 現行最低賃金 (時間額) | 改正最低賃金 (時間額) | 引上額 | 引上率 |
|--|-----------------|-----------------|-----|-------|
| 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業最低賃金 (窯業・土石製品製造業最低賃金) | 967円 | 1,000円 | 33円 | 3.41% |
| 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (一般機械器具製造業最低賃金) | 978円 | 1,013円 | 35円 | 3.58% |
| 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子 部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金 (精密・電気機械器具製造業最低賃金) | 965円 | 1,003円 | 38円 | 3.94% |
| 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金 | 981円 | 1,016円 | 35円 | 3.57% |

()内は略称

【参 考】

1 滋賀県特定(産業別)最低賃金の推移

(時間額)

| 特定(産業別)最低賃金(件名) | 平成30年度 (H30.12.29 発効) | 令和元年度 (R1.12.29 発効) | 令和2年度 (R2.12.31 発効) | 令和3年度 (R3.12.30 発効) | 令和4年度 (R4.12.31 発効) | 令和5年度 (R5.12.31 発効) |
|--|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金 | 905 円 | 922 円 | 924 円 | 942 円 | 967 円 | 1,000 円 |
| 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | 910 円 | 930 円 | 933 円 | 953 円 | 978 円 | 1,013 円 |
| 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 894 円 | 914 円 | 917 円 | 939 円 | 965 円 | 1,003 円 |
| 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金 | 914 円 | 934 円 | 936 円 | 957 円 | 981 円 | 1,016 円 |

2 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。

地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、あまねく地域ごとに定めることとされ、都道府県ごとに「県最低賃金」の名称で全部で47件の最低賃金が定められています。

特定(産業別)最低賃金

特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められるものについて設定されており、「県 業最低賃金」の名称で全国で226件(令和5年3月末現在)の最低賃金が定められています。

3 特定（産業別）最低賃金の決定の仕組み

